

「児童扶養手当と公的年金等の併給制限」が見直されます

■問合せ 町民税務課
☎ 47-8015

これまで、受給資格者(母子家庭の母、父子家庭の父など)や児童が公的年金など^(※)を受給している(できる)方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、受給できる公的年金などの月額が児童扶養手当の月額より低い場合にその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

(※)「公的年金など」とは…老齢年金、遺族年金、障害年金、労災年金、遺族補償など

例えば、児童が1人の場合の児童扶養手当は月額41,020円(全部支給の場合)なので、年金などの月額がこの額より低い場合に差額を受給できるようになります。ただし、児童扶養手当の月額は、受給資格者等の前年所得により、その一部が支給停止となる場合があります。その場合は、一部支給停止後の額との比較になります。

参考：児童扶養手当の月額(平成26年4月から)

- ・子ども1人の場合 全部支給：41,020円 一部支給：41,010円～9,680円(所得に応じて決定されます)
- ・子どもが2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

今回の改正により新たに手当を受け取ることができる場合

- ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。平成26年12月より前であっても申請可能です。児童扶養手当は、申請日の属する月の翌月分から支給となりますが、今回の改正により下記に該当している方は、経過措置があります。

①これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方で、平成26年12月1日において児童扶養手当の支給要件に該当している方

- ・平成27年3月31日までに申請した場合 → 「平成26年12月分」まで遡って手当が支給されます。

②平成26年12月1日から平成27年3月31日までの間に新たに児童扶養手当の支給要件に該当する方

- ・平成27年3月31日までに申請した場合 → 「支給要件に該当した日の属する月の翌月分」から支給となります。
- 例えば、平成26年12月1日に新たに支給要件に該当する方で、平成27年3月31日までに申請があった場合は、平成27年1月分からの手当が支給されます。

◎上記の①②に該当する方でも平成27年4月1日以降に申請した場合

→「申請した日の属する月の翌月」から支給となります。

申請の案内

南越前町で今回の改正により新たに差額分の支給対象になる方を把握していませんので、それぞれのご家庭に申請の案内をすることはできません。対象になると思われる方は、お早めにお問い合わせいただき、忘れずに手続きを行ってください。

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015ご存知ですか？
国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、武生年金事務所または町民税務課にお問い合わせください。